水道局告示番号	水道局告示名	公布年月日
水道局告示第３４号	さいたま市水道局宅地造成及び住宅団地開発並びに共同住宅、中高層建築物等の建築に係る給水に関する取扱要綱の一部を改正する告示	令和３年３月３１日

さいたま市水道局告示第３４号

さいたま市水道局宅地造成及び住宅団地開発並びに共同住宅、中高層建築物等の建築に係る給水に関する取扱要綱の一部を改正する告示

さいたま市水道局宅地造成及び住宅団地開発並びに共同住宅、中高層建築物等の建築に係る給水に関する取扱要綱（平成１３年さいたま市水道部告示第９号）の一部を次のように改正する。

様式第１号及び様式第３号から様式第５号までの規定中「氏　　名　　㊞」を

「氏　　名　　に改める。

注　　」

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現にこの告示による改正前のさいたま市水道局宅地造成及び住宅団地開発並びに共同住宅、中高層建築物等の建築に係る給水に関する取扱要綱の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。